

2025年

保護者会活動総合保険

(PTA特別約款+児童・生徒賠償責任不担保特約条項、生産物賠償責任保険、PTA団体傷害保険特約(B)付帯傷害保険)

認可保育園・認定こども園
小規模保育事業者(A型・B型) 保護者会の皆様へ

ご加入対象者および被保険者

この保険は、認可保育園、認定こども園および小規模保育事業者（A型・B型）の保護者会を加入者とします。傷害保険の被保険者（保険の対象となる方）は①保護者会の父母会員（園児の保護者をいいます。）および保育者・職員会員ならびにその園に通園する園児全員（被保険者の名簿を常に保護者会が備え付けていただくことが必要です。）、②保護者会会員の同居の親族、③保護者会行事への参加が事前に保護者会より認められている方となります。また、賠償責任保険の被保険者は保護者会となります。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

公益社団法人 全国私立保育連盟
(取扱幹事代理店) 有限会社 ゼンポ
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

保護者会活動総合保険	①
1. 「事故発生」の時は	⑥
2. 保険金請求の流れ	⑥
3. 保険金請求書類について	⑦
事故受付票兼事故証明書	⑧
4. ご注意	⑨

保護者会活動総合保険Q&A

Q 1. 保護者会団体傷害保険は、保護者がケガをしたときに支払われる保険なのですか？

A 1. 保護者会団体傷害保険は、保護者会行事参加中および保護者会行事に参加するための往復途上における、保護者会の父母会員（園児の保護者）、保育者・職員会員、園児、保護者会会員の同居の親族、保護者会行事への参加が事前に保護者会より認められている方のケガを補償する保険です。保護者のケガを24時間補償する保険ではありませんので、ご注意ください。

また、保護者会行事とは、①日本国内において保護者会が企画もしくは立案し主催するまたは共催する行事で、②保護者会総会、運営委員会など保護者会会則にもとづく手続きを経て決定されたもの、をいいます。

Q 2. 園に通園していない兄弟や祖父母も保護者会団体傷害保険の対象になりますか？

A 2. 保護者会団体傷害保険の被保険者（保険の対象となる方）は、保護者会の父母会員（園児の保護者）、保育者・職員会員、その園に通園する園児全員、保護者会会員の同居の親族、保護者会行事への参加が事前に保護者会より認められている方となります。保護者会会員の同居の親族であれば園に通園していない兄弟や祖父母も被保険者（保険の対象となる方）となります。

また、保護者会の父母会員が園児の保護者でない場合には、保護者会名簿に記名された方が被保険者（保険の対象となる方）となります。

Q 3. 保護者会が運動会の準備を手伝うのだが、その間のケガは保護者会団体傷害保険の対象となりますか？

A 3. 運動会の準備そのものが、①日本国内において保護者会が企画もしくは立案し主催するまたは共催する行事で、②保護者会総会、運営委員会など保護者会会則にもとづく手続きを経て決定された行事、であれば対象となります。

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書よりご確認ください。

（重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。）

URL <https://www.zenpo.jp/assets/documents/download/insurance-for-parent-association-activities2025.pdf>

●重要事項説明書の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。



保護者会活動総合保険

(PTA 特別約款+児童・生徒賠償責任不担保特約条項、生産物賠償責任保険、PTA 団体傷害保険特約(B)付帯傷害保険) ※詳細は各保険約款によります。

- 会則に基づく手続きを経て決定された保護者会主催行事参加中のケガや保護者会活動に起因した事故により被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。保護者会主催行事に伴う万一の事故に備え、是非ともご加入ください。

※保護者会とは約款上の PTA をいいます。

保険の概要

- 保護者会管理者賠償責任保険 (PTA 特別約款+児童・生徒賠償責任不担保特約条項、生産物賠償責任保険) 保険期間中に生じた次のような事故につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

(1) 活動危険 (PTA 特別約款+児童・生徒賠償責任不担保特約条項の支払対象となります。)

- ・保護者会管理下における保護者会活動(*)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり死亡させたり、他人の財物を損壊(滅失・破損・汚損)したとき。

(*) 日本国内において保護者会がその目的に沿って企画・立案し主催する活動であって、保護者会会則に基づく正規の手続きを経て決定された活動をいいます。

(2) 保管物危険 (PTA 特別約款+児童・生徒賠償責任不担保特約条項の支払対象となります。)

- ・保護者会管理下において第三者から借用し、保護者会が使用・管理するスポーツ用具その他の財物(以下「保管物」といいます)を保護者会会員または園児が損壊したり、紛失したり盗まれたとき。

(3) 生産物危険 (生産物賠償責任保険の支払対象となります。)

- ・保護者会が提供する生産物(飲食物等)や保護者会活動の結果に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガをさせたり死亡させたとき。

(注) 管理下とは保護者会の指揮、監督および指導下において、保護者会活動を行っている間(賠償責任保険においては活動場所と自宅との往復途上を含みません。(傷害保険については含みます。))をいいます。

- 保護者会団体傷害保険 (PTA 団体傷害保険特約(B)付帯傷害保険)

日本国内で保護者会が主催または共催する行事(会則に基づく手続きを経て決定されたもの)参加中、またはその行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、被保険者(①保護者会の父母会員*1、保育者・職員会員および園児②保護者会会員の同居の親族*2 ③保護者会行事への参加が事前に保護者会より認められている方)が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

*1 園児の保護者をいいます。ただし、保護者会会員が園児の保護者でない場合には、保護者会会員名簿に記名された方となります。

*2 6親等以内の血族、配偶者*3 または3親等以内の姻族をいいます。

*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること

② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(注1) ここでいう保護者会とは被保険者の所属する認可保育園・認定こども園・小規模保育事業者(A型・B型)の保護者会および父母会のことです。

(注2) 往復途上とは保護者会行事に参加するため、保護者会の指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路をいいます。

(注3) 保護者会行事とは日本国内において保護者会が企画・立案し主催する、又は共催する行事で保護者会総会、役員会等保護者会会則(名称の如何を問いません)に基づく手続きを経て決定されたものです。

(注4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべき傷害は本傷害保険の対象とならないのでご注意ください。

お支払いする保険金の種類および支払方法

- 保護者会管理者賠償責任保険

(1) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

① 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

② 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②~⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

●保護者会団体傷害保険（PTA 団体傷害保険特約(B)付帯傷害保険）

保護者会の管理下で保護者会行事^{*1}に参加している間^{*2}の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方^{*3}がケガ^{*4}をした場合に保険金をお支払いします。

*1 国内において保護者会が主催または共催し、保護者会総会、運営委員会等、保護者会会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

*2 保護者会行事の開催場所と自宅との往復途上を含みます。

*3 保険の対象となる方は次に掲げる方となります。

- ①保護者会会員およびその園に通園される園児
- ②保護者会会員の同居の親族の方
- ③保護者会行事への参加が事前に保護者会より認められている方

*4 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガについては保険金お支払いの対象となりません。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、取扱代理店までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*1} または先進医療 ^{*2} に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります ^{*3} 。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り、）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。	●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等 ^{*1} を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロベストをいいます。	

(注) 保護者会とは約款上のPTAをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

●保護者会管理者賠償責任保険

- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害
- スクールバスその他自動車もしくは原動機付自転車または、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任（別途、自動車保険等をご手配ください。）（活動危険のみ）
- 被保険者（保護者会）が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任（保管物危険のみ）
- 被保険者（保護者会）が故意又は重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物（飲食物等）による損害（生産物危険のみ）
- 日本国外において発生した事故
- 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害（生産物危険のみ）
- 石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性など有害な特性に起因する損害（生産物危険のみ）
- 核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性またはその作用に起因する損害（生産物危険のみ）
- サイバー攻撃（生産物危険のみ）

など

●保護者会団体傷害保険

本ページ上の表中の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

保険金額（補償額）

●保護者会管理者賠償責任保険

お支払い限度額	免責金額	お支払い限度額	免責金額	お支払い限度額	免責金額
○活動危険		○保管物危険		○生産物危険	
対人1名につき 3,000万円	対人・対物 それぞれ	対物、加害者1名につき 10万円	1事故に つき	対人1名につき 5,000万円	1事故に つき
対人1事故につき 2億円	1事故に つき	保険期間通算 500万円*	5,000円	対人1事故につき 5億円	3,000円
対物1事故につき 100万円	1,000円			保険期間通算 5億円	

(*)加入生徒数が50名未満の場合、保険期間中の支払限度額は100千円×人数となります。

●保護者会団体傷害保険

保険金額（補償額）	
死亡・後遺障害保険金額	100万円
入院保険金日額*	1,500円
通院保険金日額	1,000円

(*)手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険料

加入月別保険料表	①(保護者会管理者賠償責任保険)			+	②(保護者会団体傷害保険)		=	①+②
	2025年4月	25円	×園児数		54円	×世帯数		合計保険料
5月	23円	×園児数	+	49円	×世帯数	=	合計保険料	
6月	21円	×園児数	+	45円	×世帯数	=	合計保険料	
7月	19円	×園児数	+	40円	×世帯数	=	合計保険料	
8月	17円	×園児数	+	37円	×世帯数	=	合計保険料	
9月	14円	×園児数	+	31円	×世帯数	=	合計保険料	
10月	13円	×園児数	+	28円	×世帯数	=	合計保険料	
11月	11円	×園児数	+	23円	×世帯数	=	合計保険料	
12月	8円	×園児数	+	17円	×世帯数	=	合計保険料	
2026年1月	6円	×園児数	+	14円	×世帯数	=	合計保険料	
2月	5円	×園児数	+	9円	×世帯数	=	合計保険料	
3月	2円	×園児数	+	5円	×世帯数	=	合計保険料	

※保険料計算例

園児数：60名、世帯数：45世帯の保護者会が4月からご加入いただく場合。

① 25円 × 60名 = 1,500円

② 54円 × 45世帯 = 2,430円

1,500円 + 2,430円 = 3,930円 ……合計保険料（4月加入）

※本保険は「保護者会管理者賠償責任保険」と「保護者会団体傷害保険」のどちらか一方のみのご加入はできません。

※2025年4月1日時点（中途加入の場合は加入時点）の園児数・世帯数でご加入ください。保険期間の途中で園児数、世帯数が増加した場合でも追加保険料のお払込みは不要となります。（園児数、世帯数が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。）

なお、賠償責任保険は、ご申告いただいた園児数が2025年4月1日時点（中途加入の場合は加入時点）の園児数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金が削減される場合もございますのでご注意ください。

※PTA 団体傷害保険の保険金を請求するときには、保険金請求書等所定の保険金請求書類のほかに行事主催者が発行する保護者会行事参加中の事故であることを証明する事故証明書を提出する必要があります。

ご加入の方法

①保険期間

2025年4月1日(午後4時*)より2026年4月1日(午後4時)まで

加入手続締切日 2025年3月31日(月)(ゆうちょ銀行または郵便局窓口より振込)

*新規でご加入いただいた場合、生産物賠償責任保険の保険始期日の開始時刻は午前0時です。

上記保険期間は、保険料の払込みを3月31日までに完了された場合です。

4月1日以降に保険料の払込みをされた場合は、加入依頼書でご指定いただいた日(保険料をお払込み頂いた日の翌日以降)の午前0時からの補償開始となります。

○いつご加入になっても保険期間は2026年4月1日午後4時に終了します。

※加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)

※一括加入方式でご加入の場合は担当代理店にご照会ください。

②ご加入の手続き

○同封の専用加入依頼書兼払込取扱票に必要な事項をご記入・ご捺印の上お払込みください。

(記入例)

園名・園住所・保護者会代表者名をご記入ください。	02 東京		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
	001403		85911		3930	
人数・世帯数・保険料をご記入ください。 中途加入の場合は、中途加入保険料を()内にご記入ください。	公益社団法人 全国私立保育連盟		金額		金額	
	〒102-8014 千代田区千代田 千代田区千代田		金額		金額	
保護者会代表者印を押印してください。	東京 千代田区三番町6-4		金額		金額	
	代表者 保育 太郎		金額		金額	
補償開始日をご記入ください。	13A-100001		金額		金額	
	25円() × 60人 + 54円() × 45戸 = 3,930		金額		金額	
満期のご案内書の会員園コードをご記入ください。初めてご加入いただく保護者会様はご記入不要です。	加入依頼日 2025年4月1日		金額		金額	
	加入依頼日 2025年4月1日		金額		金額	
新設園の場合は新設に○をしてください。	加入依頼日 2025年4月1日		金額		金額	
	加入依頼日 2025年4月1日		金額		金額	
園名、園住所に変更がある場合は変更○をしてください。	加入依頼日 2025年4月1日		金額		金額	
	加入依頼日 2025年4月1日		金額		金額	

保護者会の皆様へ

上記記入例をご確認いただき、ご記入・ご捺印のうえ、ゆうちょ銀行または郵便局より保険料をお振込みください。

代理店の皆様へ

払込取扱票の営業店・代理店コード、会員園コードのご記入をお願いいたします。

[裏面記載内容]

<告知事項等>

- ①他の保険契約等(*) (同時に申し込む契約を含みます。) がありますか。
(*)「他の保険契約等」とはこの保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。「はい」の場合、具体的な内容(保険(共済)会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。
- ②保護者会管理者賠償責任保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)
- ③保護者会管理者賠償責任保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)

<ご加入に際して>

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、保険契約者である公益社団法人全国私立保育連盟に対して加入を依頼します。

- ①私が契約者である団体の構成員であり認可保育園、認定こども園および小規模保育事業者(A型・B型)の保護者会であること
- ②重要事項説明書の内容
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④パンフレットに記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- ⑤保険料算出のための園児数および世帯数は、2025年4月1日時点(中途加入の場合は加入時点)の園児数および世帯数であること

③加入通知書

6月より順次（中途加入の場合は、申込手続後2か月前後）加入通知書を園住所宛に送付しますので、園よりお受け取りください。

④契約内容の変更

園名、住所変更が生じた際には取扱代理店へご連絡ください。なお、中途脱退はできません。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。
※PTA団体傷害保険に自動セットされるサービスです。

・デイリーサポート **自動セット**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談
や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談	: 午前10時～午後6時
・税務相談	: 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談	: 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供	: 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といえます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

1. 「事故発生」の時は

《事故通知の流れ》

事故が起こったら遅滞なく（傷害保険については30日以内に）貴園担当
代理店へご連絡ください。

（有）ゼンポでご加入の方は「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」、
「保護者会活動総合保険」専用事故受付ダイヤルへご連絡ください。

* 事故受付専用ダイヤル

東京海上日動に設置するほいくのほけん・こどもえんのほけん、保護者会活動総合保険専用の事故受付窓口
です。全国の東京海上日動損害サービスセンターと連携し、事故の解決に向けご対応させていただきます。

■ 連絡先

TEL：03-3515-7509 FAX：050-3385-7613

※P.8の事故受付票兼事故証明書のコピーをご利用ください

■ 受付時間

AM9：00～PM5：00（土日祝日除く）

FAXは24時間受付（受付時間外にFAXにてご連絡いただいた場合は、翌日（土日祝日を除く）の受付時
間に東京海上日動損害サービスセンターよりご連絡させていただきます。

（※事故受付専用ダイヤルの受付時間外は事故受付センター（0120-720-110）にて受付させていただきます。）

（注）保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

（賠償事故の場合）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったとき
は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、
書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることが
ありますのでご注意ください。

事故通知については、可能な限り詳細内容をご連絡してください。

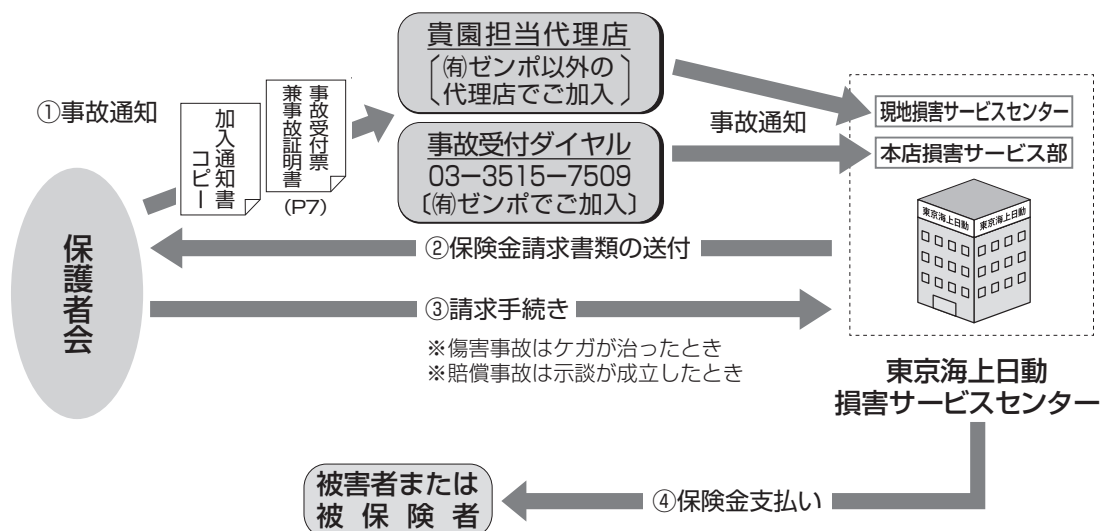
そうする事により、事故対応がよりスムーズに流れます。

※事故受付票兼事故証明書（P.8をコピーしてご利用ください）にて事故通知をしていただくことも可能です。

また、事故受付票に書ききれない場合は、別紙として詳細内容を添付して頂いても結構です。

2. 保険金請求の流れ

※ご加入の代理店によりご連絡先が異なります。



3. 保険金請求書類について

保険金請求に必要な書類は下記の通りです。

傷害事故については①、賠償事故については①②を保険会社より送付します。

傷 害 事 故		賠 償 事 故
①	保険金請求書*	①保険金請求書*
②	1事故、1被保険者ごとの保険金（入院保険金、通院保険金）の合計額が30万円以下である場合。	②示談書*
	上記以外の場合	③対人賠償～診断書 病院の領収書 など
③	事故発生証明書*	④対物賠償～修理見積書、写真など

※に関しては、事故通知を頂いた後、保険会社より送付致します。

(注) 事故受付票兼事故証明書 (P.8 をコピーしてご利用ください) の本紙をご提出ください。

FAXにて事故通知をいただいた場合は、事故受付票兼事故証明書をFAX後もお手元に保管いただき、保険金請求書を保険会社にご提出いただく際に、一緒に本紙をご提出ください。

その他にも、保険会社が求める書類がある場合があります。

〈賠償事故における被害者との話し合いの留意点〉

- (1) 万一不幸にも事故が起きた場合、お見舞いに行くなど被害者に対して誠意を尽くしておくことが示談を円滑にすすめ、円満に解決するために大切です。
- (2) この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈賠償事故における先取特権について〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付票兼事故証明書

事故受付票 兼 事故証明書 (保護者会活動)

東京海上日動火災保険株式会社 御中

この書類はFAX後もお手元に保管してください。
(後日、保険金請求書と一緒に本紙を保険会社にご提出いただきます。)

<必ずご記入ください>

1. 会員園コード	—	
2. 事故内容	<input type="radio"/> 賠償事故	<input type="radio"/> 傷害事故
3. 事故発生状況	事故発生日時	20 年 月 日 午前 午後 時 分頃
	事故発生場所	
	事故状況	

<傷害事故の場合ご記入ください>

4. おケガをされた方 (被保険者)	(ふりがな) (氏名)	(年齢)	(性別)
	(住所)		
被保険者の範囲 ※該当にチェックしてください。		<input type="checkbox"/> 保護者会会員および園児 <input type="checkbox"/> 保護者会会員の同居の親族 <input type="checkbox"/> 保護者会行事への参加が事前に保護者会より認められている者	
5. ケガの内容 (傷病名)	治療期間 (見込)	(入院) (通院) 医療機関名 ()	日間 日間
6. 保険金請求書送付先	① 保護者会 ② おケガをされた方 ③ その他		

<賠償事故の場合ご記入ください>

7. 被害者	(ふりがな) (氏名)	(年齢)	(性別)
	(住所)		
8. 損害の程度			
9. 保険契約者名	公益社団法人 全国私立保育連盟		
10. 証券番号	(PTA 賠) Y900125258 ・ (生産物賠) Y900126259 ・ (傷害保険) Y900127250		

<必ずご記入ください>

事故証明書	
上記事故の発生したことを証明いたします。 また、傷害事故の通知にあたり、上記被保険者は、上記のとおり「被保険者の範囲」に該当し、保護者会行事に参加している間（保護者会行事に参加するために保護者会が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中を含む）に負傷したことを証明いたします。	
20 年 月 日	
保護者会名:	_____
保護者会代表者:	_____ (印)
住所:	_____
電話番号:	_____
担当者名:	_____

<個人情報の利用目的>

事故受付票兼事故証明書記載の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただくことがあります。また、安全啓発・制度普及活動のために、全私保連、園および保護者会への情報提供を行うために利用させていただくことがあります。

※このページをコピーし、正式な事故受付票兼事故証明書としてください。

4. ご注意

ご加入の際のご注意

①告知義務（ご加入時に代理店、保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）等

（傷害保険）加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。

●他の保険契約等（*）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

（*）「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

（賠償責任保険）加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

②死亡保険金受取人：傷害保険の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③継続してご加入頂く場合は、現在のご加入について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2025年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ご加入内容および事故通知内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、保険会社までご照会ください。

（賠償責任保険）

⑤補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

⑥常時、対象被保険者全員を示す名簿の備え付けをお願いします。また、引受保険会社が名簿の提出を求めたときには速やかに提出願います。

ご加入後のご注意

（賠償責任保険）

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前に、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

事故発生ときは

遅滞なく（傷害保険については30日以内に）貴園担当代理店もしくは事故受付専用ダイヤル（P.6ご参照）へ書面（事故受付票兼事故証明書P.8）のFAXまたは電話にてご連絡ください。

■契約者 公益社団法人 **全国私立保育連盟**

■保険制度取扱幹事代理店

有限会社 ゼンポ 〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館内
TEL. 03 (3865) 3881 FAX. 03 (3865) 2806

■取扱代理店（ご相談、お問い合わせ、お申込先）

※お問い合わせの際は、会員園コードをお知らせください。

■引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社**

担当課：公務第二部 文教公務室

TEL. 0120-256-019

※お問い合わせの際は、会員園コードをお知らせください。

※本保険は(有)ゼンポを幹事代理店、全国の募集代理店を非幹事代理店とする代理店間分担となっております。

※加入通知書は6月より順次発行させていただきます。加入通知書が届くまでの間、このパンフレット等に加入内容を記録し保管してください。

このパンフレットはPTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）、生産物賠償責任保険、PTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約(B)付帯傷害保険）の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続、その他ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険は、公益社団法人全国私立保育連盟を保険契約者とし、認可保育園、認定こども園および小規模保育事業者（A型・B型）の保護者を記名被保険者とするPTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）、生産物賠償責任保険、PTA会員等を被保険者とするPTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約(B)付帯傷害保険）の団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として、公益社団法人全国私立保育連盟が有します。